高商連ニュー

高知県商工団体連合会 NO.986(53-13) 〒780-8035 高知市河ノ瀬町33 TEL088-832-4838 FAX088-832-3126 E メール kosyoren@citrus.ocn.ne.jp ホームページ http://kosyoren.web.fc2.com/ このニュースはホームページでもご覧になれます

年間(12月末)増勢を達成し春の運動につなげよう

		-, ~	· · · ·	, ,	17.	~ ~
12/5		拡		大		成果
現在	読者	会員	共済	婦人	青年	会員
安 芸	8	0	2	0	0	5
香美郡	16	1	4	6	1	11
南国	18	2	3	0	0	8
高知	35	14	7	0	0	13
仁淀川	5	0	0	0	0	2
須 崎	5	1	0	0	0	1
中村	34	6	6	2	1	16
計	121	24	22	8	2	56
成果全員	果今員・読者か今員を拡大した今員(紹介会					今まの

つし フコ し	_ ~ /			
読者	会員	共済	婦人	青年
-1	-5	0	-3	0
+7	0	-8	+1	+1
-2	-5	-3	-2	0
+7	-10	-60	-12	-2
+3	-2	-7	-3	0
-9	-6	-7	-6	0
+12	0	-2	+1	+1
+17	-28	-87	-24	0
	読者 -1 +7 -2 +7 +3 -9	-1 -5 +7 0 -2 -5 +7 -10 +3 -2 -9 -6	読者 会員 共済 -1 -5 0 +7 0 -8 -2 -5 -3 +7 -10 -60 +3 -2 -7 -9 -6 -7	読者 会員 共済 婦人 -1 -5 0 -3 +7 0 -8 +1 -2 -5 -3 -2 +7 -10 -60 -12 +3 -2 -7 -3 -9 -6 -7 -6

し、 次 な 春 共な済り 1 日県ま 済、 ま比連 で、とし つ婦 の年 L て つきな 人では、読者 運末 います。 動増 7 者は、 は 躍 を 大 会增 0 員、 な達 き 勢 1 げ成 と月

こと10 秋 中村民 を上 済、 5 秋 は、運 できました。 回青 ・ 市 7 は 年で 16 9 人に 者 倍成 大な昨年、会 進を築た 果 1 を 年 負 12 るの

12副

■国税庁徴収部長通達(指示)の概要 (角谷啓一税理士の解説 2020 年 6 月 8 日商工新聞より)

「差押禁止債権が振り込まれた預貯金口座に係る預貯金債権の差押えについて(指示)」 (2020年(令和2)1月31日付)は、令和元年の大阪高裁判決を受け、「実質的に差押 禁止債権等を差し押さえたものと同視できると認められる場合には、差押可能部分以外の 部分については、差押さえを行わない」と、正式に指示しました。その上で、差し押さえ に当たっては、①預貯金債権の入出金状況を調査・把握すること、緊急の場合には事後に 調査を行い、差し押さえが適切と認められない場合には差し押さえ解除する、②入金が差 押禁止債権等の振り込みのみである場合および、前記以外の振込入金である場合であって も、実質的に差押禁止債権等を差し押さえるものと同視され得るときには、差し押さえ可 能部分以外の部分については差し押さえを行わない、③実質的に給料等を差し押さえるも のと同視され得る場合における当該預貯金債権の差押可能金額は、徴収法 76 条 1 項各号の 合計である差し押さえ禁止額を控除して算出する、④差し押さえた預貯金の取立ては、原 則として差し押さえた日から10日間程度の間隔を置いた上で行う―など詳細な事項を指 示しています。

■改定後の鳥取県の滞納整理マニュアル =「預金口座の差押え」の項を追加=

本県においては、これまで最高裁判例(平成10年2月10日)に基づき、預金口座の差 押えを執行してきたところであるが、本県が訴訟当事者となった滞納処分取消訴訟控訴審 において、平成25年11月27日に最高裁判例の例外的事案として新たな法的解釈が示 されたところである。

ついては、当該判決の趣旨を踏まえ。預金の差押えについては、原則、次のとおり取り 扱うこととする。

(1) 一般財産管理用口座の認定

金融機関に対する事前の預金調査の結果、1か月間平均で概ね4回以上の入出金を 繰り返す預金口座について、一般財産を管理するだめの生活口座として認定し、差押 えを執行すること。

(2) 取引履歴の徴取

児童手当等の特別法による差押禁止債権の入金の有無について、十分に確認するこ と。預金債権差押えの執行に際しては、事前に当該預金口座の履歴を原則3か月間分 徴取すること。ただし、3か月間に児童手当等の支給月を含まない場合は、直近の支 給月以降分を徴取すること。

(3) 差押禁止債権の除外・控除

上記の預金履歴から差押禁止財産の入金が確認できた場合には、国税徴収法等に規 定する差押禁止額相当額を控除した額について差押えを執行すること。

ただし、差押時において、直近の差押禁止財産入金後に当該禁止相当額以上の出金 が確認できた場合に、。控除することなく全額について差押執行を可能とする。

(4) 差押えの解除又は取消

預金履歴により差押禁止財産の入金が確認できない中で差押えを執行した後、滞納 者の申立てにより、差押えに係る預金原資が差押禁止財産であることの識別・特定が 可能と認められ、差押えの実施が適当でないと判断する場合には、直ちに差押えを解 除又は取消しすること。

※滞納者に当該預金口座の入金状況等を証する資料(預金通帳等)の提示を求めるこ と。

(5) 疑義案件の処理

差押執行の適否についての判断が困難な場合には、ひとまず預金履歴を持ち帰って 上司と協議するなど組織としての意思決定を経た上で、差押えを執行すること。

徴 収 改訂 務マ ュ ァ

委員 くらしと福祉・教育の 知 月 玉 会 事交渉で強く迫 1日、「軍 民 は、 大運 事 事交 高 ,費 知県 を削っ る を実充 て。

行行実

を

いました。

公高商:

連

会長が実

行

بخ

ŧ

示

į

玉

税徴

収

否しました。

遠隔地の方はリモートでの相談も可

能

さえた事

例

マニュアル改訂を持ち寄り交渉し 預料 や奨 高 商 学金が 改訂 振りか しました。 か 込まり を担

公法に基 務税月訂整 訂の検討を拒 祝課長と同様に、パ務課と行いま♪ 16 日にも同様日するよう求めませ 収 /求めま 様に、 いましたが、 様 いる」と 副知事 の交渉 0 も税を11改納守税

之拶員 会 各 新 \mathcal{O} 知 寸 代 事 一体・分 を 就 委 相 任 野 員 野からた井 手 要 初 上 7 求め浩挨 19るように、12収部長通達 2地方税の質 鳥取県かった 国税 参 **学者に、**

今 取 後 O)

〇事前申し込みを行る。 **、近藤恭典弁護士/高知法律事** 16 B みを各民 組 午後1 商事務局に 30分を予定 時 して下さい 5 務 所 3 です。

(第6回